

鳥取県発地域主権型社会の提案

別添資料

① 国・県・市町村の役割分担の状況	1
② 国の出先機関の状況	2
③ 鳥取県内に所在する国の出先機関一覧	3
④ 鳥取県の広域行政組織の状況	6
⑤ 各国的地方自治制度の概要	7
⑥ 北欧型社会福祉国家について	8
⑦ スウェーデン・フィンランドの地方行政制度	9
⑧ 地方税・地方歳入の構成比 国際比較	11
⑨ 主要国における税収・税収構造等の状況(社会保障負担含む)	12
⑩ 国・地方の財政状況	13
⑪ 鳥取県・県内市町村の決算推移	15
⑫ 人口一人当たりの税収額の指標(平成20年度)	17
⑬ 自治組織充実の取組み	19
⑭ 市町村への権限移譲の取組について	21
⑮ 鳥取県市町村交付金の概要	23
⑯ 地域主権戦略の工程表	25
⑰ 地域主権研究会の開催状況	27

平成22年3月

鳥 取 県

国・県・市町村の役割分担の状況（鳥取県）

区分				市町村	県	国(出先機関)
役場		広域事務組合等				
窓口サービス	戸籍、住民票、外国人登録、印鑑登録、身分証明、所得・納税証明 等	バスポート発行、納税証明、県民の声 等		地方法務局(法務省) ・登記、供託、人権相談 等		
子育て	児童手当、保育所、母子・乳幼児健診、放課後児童保育、子育て相談 等	母子保健・福祉、児童福祉、福祉相談センター 一、児童相談所 等		財務事務所(財務省) ・国有財産、金融検査 等		
教育	幼稚園・小・中学校の管理運営、生涯学習、放課後学童俱楽部、公民館、スポーツ施設等	高等学校教育、特別支援教育、教職員の人事・給与 等		労働局(厚生労働省) ・職業紹介事業・労働基準監督 等		
健康・医療・福祉・年金	国民健康保険、後期高齢者医療、健康診断・保健指導、予防接種、障害者福祉、生活保護、国民年金、病院・診療所の設置運営 等	救急搬送、救急医療、障害者自立支援 策、難病対策、精神保健、看護学校、生活保護、等		農政事務所(農林水産省) ・食品安全・米穀需給・農業統計・農業振興、後継者育成 等		
介護	介護保険の実施、地域包括支援センター 等	要介護・要支援等認定審査 等		森林管理局(林野庁) ・国有林の管理、治山治水		
住宅・環境・まちづくり	公営住宅、資源リサイクル、温暖化対策 等	消防、火葬場、ごみ処理、し尿処理 等		漁業調整事務所(農林水産省) ・漁業取締・資源管理 等		
産業	都市計画、地域交通の確保・支援、道路の整備・管理、河川の管理(準用河川)、上下水道	都市計画、地域交通の確保・支援、道路の整備・管理、河川の管理(二級河川)、上下水道の衛生、治山・治水、空港・港湾管理 等		河川国道事務所(国土交通省) ・国道の整備、維持管理 等		
その他	産業振興、農林水産業振興、雇用対策、企業誘致、観光物産振興	経済産業振興、農林水産業振興、試験研究機関人事、条例・規則、広報、財産管理、財政、統計、企画、広域防災、人権啓発、男女共同、地域情報化、過疎中山間対策、消費者保護 等		運輸支局(国土交通省) ・自動車登録・道路運送事業 空港・港湾事務所(国土交通省) ・空港、港湾整備 空港管制業務 自然環境事務所(環境省) ・自然環境保全・野生生物・環境		
税金	〔役場〕 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱產税、入湯税、都市計画税	滞納整理(県と共同)		道府県民税、事業税、地方消費税、不動産取得徴税、たばこ税、地価税、消費税、酒税、燃油引取税、自動車税、鉱区税 等	税務署(国税庁) ・法人税、所得税、相続税、贈与税、地価税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税、登録免許税特別扱い税、關稅	

* 全ての事務を抜き出したものではなく、主な事務分野を表記したもの。

国の出先機関の状況

中国地方管内

【広島市】

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国総合通信局	117	1,137	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
広島法務局	818	11,159	地方法務局4支局・出張所38	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
中国四国厚生局	49	521	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
中央労働委員会 中国地方事務所	4	46	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
中国経済産業局	174	8,216	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
中国地方整備局	1,933	689,936	事務所30出張所等64	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
中国運輸局	440	4,513	運輸支局5事務所5	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
計	3,535	716,528		

【大阪市】

近畿地方管内

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿総合通信局	177	1,769	—	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
大阪法務局	1,599	22,131	地方法務局5支局・出張所63	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿厚生局	121	1,229	—	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中央労働委員会 近畿地方事務所	5	51	—	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿中国森林管理局	452	11,614	14	石川県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
近畿経済産業局	310	6,774	1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿地方整備局	2,537	1,334,090	事務所37出張所等85	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿運輸局	488	5,885	運輸支局5事務所3	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県
大阪航空局	2,517	27,388	43	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
近畿地方環境事務所	42	1,305	—	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
計	8,248	1,412,236		

【神戸市】

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
瀬戸内海漁業調整事務所	23	397	—	—
神戸運輸監理部	179	1,701	事務所2	兵庫県
計	202	2,098		

【京都市】

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿農政局	1,750	102,041	地方農政事務所5事務所・事務所等23	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

鳥取県内に所在する国の出先機関一覧(No1)

政策企画総室

機 関 名		組織状況	業 務 内 容
法務省	83名 鳥取地方法務局 (倉吉・米子支局)	総務課、会計課、戸籍課、供託課、人権擁護課、登記情報システム管理課、登記部門、訴訟部門	登記(不動産・商業法人・成年後見・動産譲渡・債権譲渡)、電子認証、供託、国籍、人権相談
財務省 金融庁	鳥取財務事務所	総務課、財務課、管財課・統括国有財産管理官、理財課	国予算調査、財政融資資金、経済調査、国有財産、金融・保険検査、貸金業規制
国税庁	鳥取税務署	総務課、税務広報広聴官、管理・徵収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門、酒類指導官、特別調査官(4)、税務相談室	国税に関する 申告書・申請書等の処理、納税者管理、収納・還付、滞納整理、調査・指導、犯則の取締り、資料情報の収集・管理、税務一般に関する相談等
	倉吉税務署	総務課、管理・徵収部門、個人課税部門、法人課税部門	
	米子税務署	総務課、管理・徵収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門、特別徵収官、特別調査官	
厚生労働省	鳥取労働局	73名 総務課	人事、庶務、経理
		企画室	総合調整、情報公開、広報、勤労青少年、労働相談
		労働保険徵収室	労災・雇用保険加入、保険料徵収
		労働基準部 監督課	労働条件、労働時間、最低賃金、司法警察業務
		安全衛生課	産業安全、労働衛生
		労災補償課	災害補償、労災保険事業
		職業安定部 職業安定課	雇用の施策方針策定、雇用情勢の分析把握、若年者雇用対策、労働力需給調整事業 等
		職業対策課	高齢者・障害者雇用、地域雇用開発等
		雇用均等室	男女雇用均等、セクハラ、育児介護休業、パートタイム労働
	30名 鳥取労働基準監督署	業務課、安全衛生課、労災課	事業場に対する監督指導、申告事件の処理、司法処理、賃金の立替払、災害多発事業所の指導、有害業務事業場指導、労災保険、労働保険適用
	米子労働基準監督署	第一・二・三課	
	倉吉労働基準監督署	第一・二課	
80名 鳥取公共職業安定所 米子公共職業安定所 (根雨出張所) 倉吉公共職業安定所			
農林水産省	鳥取農政事務所	農政業務管理課、総務課・業務管理課・農政推進課	中国農政局との連絡調整、総務・企画、人事、事務所の政策推進等
		消費生活課	農畜産物、飲食良品等の改善指導、知識普及等
		表示・規格課	日本農林規格等の表示の基準
		安全管理課	農林水産物の食品安全確保、牛の固体識別管理
		計画課・消費流通課	米穀需給、米穀生産調整、主要食糧の集荷・買入
		統計企画課	統計の企画立案・総合的な分析
		経営構造統計課	経営・物価・賃金等に関する統計
		生産流通消費統計課	農林水産物の生産・流通・加工・消費等の統計
		鳥取・米子統計情報センター	農林水産業及び従事者の統計の作成・提供

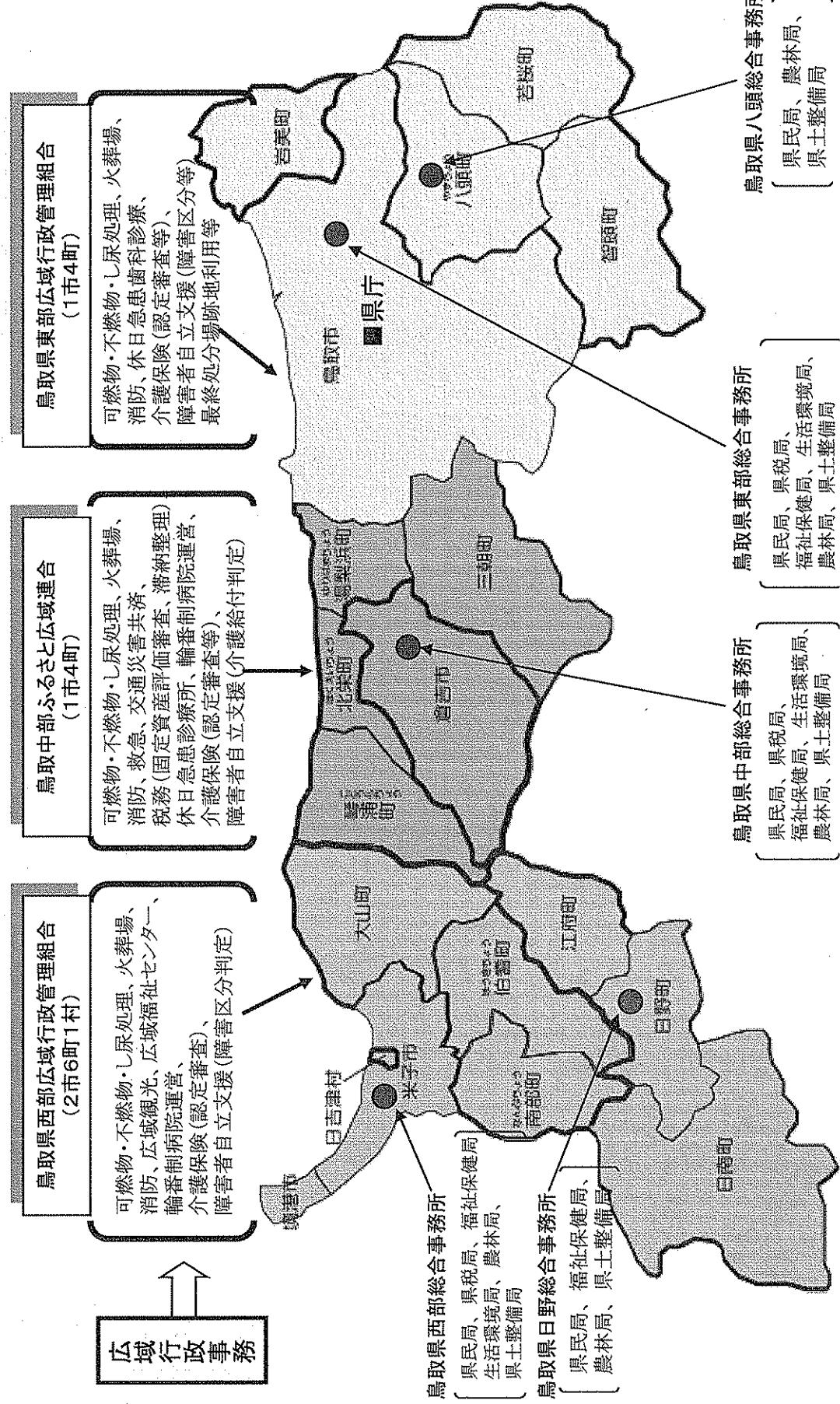
* H19. 10. 10 第22回地方分権改革推進委員会資料より作成。

機 関 名		組織状況	業 務 内 容
水 産 庁	20名 境港漁業調整事務所 管轄(石川～島根県 の地先海面)	資源課	海洋生物資源の保存管理、漁業許可
		漁業監督課	漁業取締り、外国漁船の寄港許可
		漁業監督指導官	漁業の取締りに関する専門技術の指導
		資源管理計画官	水産資源の回復の企画・連絡調整
林 野 庁	27名 鳥取森林管理署	総務課	人事、予算決算、物品管理
		業務課	国有林野の産物・製品の生産、処分、造林、林道開設
		治山課 (大山治山事業所)	森林治水事業、林野保全の地すべり防止
		森林事務所(10)	鳥取、丹比、若桜、佐治、智頭、倉吉、三朝、関金、淀江、根雨
國 土 交 通 省 ・ 中 國 地 方 整 備 局	地方整備局 239名 鳥取河川国道事務所 85名 倉吉河川 国道事務所 63名 日野川 河川事務所 31名 境港湾・空港事務所 (鳥取港出張所) 5名	総務課	庶務全般、職員の福利厚生
		経理課	予算執行、契約
		用地課	事業用地の取得
		工務第一課	河川事業の実施設計、施工、監督、検査、工事引渡し
		工務第二課	道路の改築工事の実施設計、施工、監督、検査等
		調査設計課	工事の企画、基本計画、調査、国土計画等の調査等
		河川管理課	河川の維持補修、その他管理
		占用調整課	河川台帳の調製保管、土砂採取、工作物の許可等
		道路管理第一課	道路台帳の調製保管、道路占用許可、道路損傷処理等
		道路管理第二課	道路の維持修繕、道路通行の規制等
		機械課	建設機械類の調査、土木構造物の機械設備点検等
		電気通信課	電気通信施設の整備、運営、検査、保守、保安等
		千代出張所・河原出張所	千代川の一部区間管理
		鳥取南国道出張所	一般国道9号及び29号の一部区間管理
		鳥取国道維持出張所	一般国道9号、29号及び53号の一部区間管理
		郡家国道維持出張所	一般国道29号及び53号の一部区間管理
		総務課	庶務全般、職員の福利厚生
		経理課	予算執行、契約
		用地課	事業用地の取得
		工務第一課	河川・砂防事業の工事発注、維持補修
		工務第二課	道路事業の工事発注
		調査設計第一課	河川・砂防事業の調査計画、電気通信
		調査設計第二課	道路事業の調査計画
		河川管理課	河川管理・許認可
		道路管理課	道路管理、許認可、維持補修、安全対
		機械課	建設機械の整備、機械設備
		天神川出張所	河川の維持管理、河川占用窓口
		羽合国道維持出張所	国道9号維持管理、道路占用窓口
		総務課	全体調整、契約、国有財産管理
		用地課	土地取得、損失補償
		工務課	予算管理、実施計画、工事発注
		調査設計課	調査・計画・設計、占用許可、電気通信
		日野川出張所	日野川、皆生海岸の工事監督・専用
		菅沢ダム管理支所	ダム管理、調査・計画・設計・予算管理
		総務課、品質管理課、工務課、保全課	(境港)大型船舶の係留施設整備 (鳥取港)防波堤整備 (米子空港)滑走路拡張(2,500m 化)

機 関 名		組織状況	業 務 内 容
中 国 運 輸 局	地方運輸局 29名 鳥取運輸支局 (本庁舎)	運輸企画専門官、陸運 技術専門官、運輸企画 専門官	地域交通の基本計画・調整、道路運送事業、道路運送 及び車両の安全確保、公害防止、自動車登録等
	鳥取運輸支局 (境港庁舎)	首席運輸企画専門官、 海事技術専門官、運輸 企画専門官	船舶運航事業者の貨物運送の改善・調整、海洋汚染・ 海上災害の防止、船員の労働組合等の労働関係の調 整、船舶検査の代行、水上運送の発達・改善、船員の労 働条件、福利厚生、外国船舶の油濁損害賠償検査等
大 阪 航 空 局	美保飛行場事務所 22名	管理課	総合調整、人事、会計、国有財産・物品管理
		航空管制運航情報官	航空機の運航監督・航行の方法、着陸帯、誘導路、エプ ロン、ランプの運用等
		航空管制技術官	航空保安無線施設の運用、保守
環 境 省	鳥取空港出張所 19名		空港情報の提供、航空機の運行監督・運行方法、 航空保安無線施設等の運用・保守等
	米子自然環境事務所 4名		大山隠岐国立公園、国指定中海鳥獣保護区、国指定大 山鳥獣保護区、国指定宍道湖鳥獣保護区
	浦富保護官事務所 1名		山陰海岸国立公園

鳥取県の広域行政組織の状況

- 全市町村が参加する広域の一部事務組合(又は広域連合)が各広域単位に設置。
- 県の総合出先機関として5つの総合事務所を設置、市町村等との連携のもとに事務を実施。



各 国 の 地 方 自 治 制 度 の 概 要

政策企画総室						
国名	日本	イギリス(イングランド地方)	アメリカ	フランス	スウェーデン	
政体	立憲君主制		連邦制	共和制	立憲君主制	
人口	12,756万人	6,097万人	30,406万人	6,400万人	918万人	
面積	37.8万km ²	24.3万km ²	962.8万km ²	54.4万km ²	45万km ²	
地方政府制度の概要	<p>●市町村 都道府県、市町村の2層制</p> <p>都道府県が処理するものを除く地域における事務を処理</p> <p>●都道府県 広域にわたるもの、市町村の連絡調整に関するもの等を処理</p>		一般的に県、市町村の2層制。さらに、パリッシュという人口数十人から数万人の基礎自治体が組織される。	各州の地方政府は多様で画一的な構造ではない。「連邦政府」「州政府」「5種類の地方政府」が存在。自治体(市町村)は住民の要請によって設立され、カウンティ、タウン、学校区、特別区は州が創設する。	市町村、県、州の3層制。零細規模の市町村が多く、400人未満が半数。3500人以上は7%に過ぎない。市町村合併を促進したもののが成功せず、逆に広域行政組織が発達し、かなりの部分を代行。	市町村(コミュニーン)と県(ランディング)の2層制。この2つが教育、衛生、福祉、医療サービスを中心に行う。県の単位に国の出先機関が設置。また、県と市町村が連携して、広域課題に 対応する地域もある。
地方政府の構成・役割	<p>【市町村】(1,835)</p> <p>戸籍・住民票等の窓口サービス、義務教育、母子保健、高齢者福祉、病院・診療書、住民の保健衛生、生活保護、公営住宅、環境・資源対策、都市計画、市町村道、準用河川、上下水道、ゴミ処理、消防・救急、火葬、し尿処理 等</p> <p>基礎自治体</p>		<p>【ディストリクト(市町村)】 (約440)</p> <p>地域計画、開発計画、許認可、都市部道路の維持管理、地方交通システム、駐車場、公営住宅、都市再開発、住宅政策、廃棄物収集、博物館、公園、レクリエーション施設等</p>	<p>【自治体(市町村)】 (19,429)</p> <p>教育、警察、保健衛生、福祉、道路、消防、上下水道、交通事業など</p> <p>【タウン】(16,504)</p> <p>道路、生活保護、教育、警察、消防等に限定</p> <p>【学校区】(13,506)</p> <p>公立学校の管理運営</p>	<p>【コミューン(市町村)】 (36,000超)</p> <p>福祉サービス提供、保健所、図書館、博物館、幼稚園、小学校、地方都市計画、建築許可、地方住宅計画、都市内交通、市町村道、家庭ごみ、上下水道、警察(安全・公衆衛生・交通)</p>	<p>【コミューン(市町村)】 (290)</p> <p>学童保育、義務教育、高等学校、その他教育、高齢者福祉、障害者福祉、家族ケア、商業活動、財政援助 等</p>
	<p>【都道府県】(47)</p> <p>上記市町村事務の連絡調整、福祉相談センター、病院運営、高校教育、感染症、難病対策、生活保護、空港港湾管理、消費者保護、雇用就業対策等</p> <p>広域自治体</p>		<p>【カウンティ(県)】(約8,700)</p> <p>道路や運動公園の管理、図書館運営など法律の範囲内のものを実施。パリッシュが仕事を行わない場合、市や県が担当。</p>		<p>【カウンティ】(3,034)</p> <p>土地利用、地域計画等の地域戦略計画、交通・輸送機関、高速道路(基幹は国)、消防、カウンティ特別委員会としての警察</p>	<p>【ランディング(県)】(20)</p> <p>基礎医療、専門医療、精神医療、歯科医療、その他医療、教育文化、公共交通・基盤整備等</p> <p>【レーン(国出先機関)】(21)</p> <p>地域の発展計画、環境政策、運転免許、等</p>

(参考文献等) ● CLAIRレポート ● 「よくわかる世界の地方自治制度」(2008.10 イマジン出版) ● 外務省ホームページ

北欧型社会福祉国家について

政策企画総室

1 地方自治制度の特徴

- (1) 地方自治が強調されている。
- (2) 民主的な決定と公開性を理念としている。
- (3) 自治体財政において地方税の占める割合が大きい。
- (4) 自治体によるサービスが国民への福祉の中心的役割を果す。
- (5) 自治体が地方における社会規範に大きな役割を果す。
- (6) 地方議員と地方公務員による行政が一体化して機能している。

「フィンランド福祉国家の形成」(山田眞知子 著)

2 地方行政制度

スウェーデン (地方2層制)	国：国の地方行政機関としてレーン府を設置。 県：大分部部分が医療・歯科医療サービスの提供。 市町村：総合行政機関として、県と対等の立場で住民に幅広く行政サービスを提供。 (県) ⇒医療、歯科医療、精神保健、成人教育など (市町村) ⇒義務教育、高等教育、福祉サービス、消防救急など
フィンランド (地方1層制)	国：県単位に国の出先機関を配置し、国の事務を執行するとともに地方自治体を調査・監視する権限を有す。 市町村：地方自治体は市町村のみで、教育、社会福祉・保健、インフラ維持管理など幅広い行政サービスを担う。市町村連合を組織して広域事務等を実施。 (市町村) ⇒教育・文化、保健、社会福祉サービス、上下水道
ノルウェー (地方2層制)	各行政主体の役割分担は、補完性の原理に基づく権限委任等の結果に基づく。 国：国民健康保険、病院経営、特定社会福祉サービス、大学教育、労働、道路ネットワーク、鉄道、農業、環境、警察、司法、国防、外交 等 県：高校教育、地域開発、県道・公共交通、エネルギー供給、産業、文化振興 等 市町村：義務教育、高齢者ケア、障害者福祉、保育園、農業、環境、道路 等
デンマーク (地方2層制)	憲法で国の監督下において地方団体が独立して住民サービスを行う権限を付与。 国：警察、国防、司法、外交、高等教育、失業保険、労働基準監督、職業訓練、農業、漁業、食糧、交通、環境規制、貿易・産業補助 県：病院健康保険、高等学校、生涯学習、環境保護、産業・地域開発、精神障害・身体障害者支援、公共交通 等 市町村：義務教育、児童・高齢者福祉、図書館、文化活動、社会保障給付金の給付、ホームケア、防災、産業観光、地方道、公共交通 等

各国の地方自治情報(自治体国際化協会・情報ライブラリー)、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(財務省財務総合研究所)

3 地方財政制度

スウェーデン	歳入	県・市町村とも地方税収が約70%あり、国庫補助金は約15%程度。
	歳出	県の約90%が医療関係費、市町村の約40%が教育、36%が福祉サービス。
フィンランド (市町村のみ)	歳入	地方税が49%、公共料金収入26%、国補助金16%
	歳出	社会福祉・保健48%、教育・文化24%、投資的支出9%、その他運営支出14%
ノルウェー (オスロ市)	歳入	市税53%、国庫補助金5%、手数料34%、純収益7%
	歳出	福祉56%、教育24%、交通・環境10%、産業文化3%、都市開発2%
デンマーク (県・市合計)	歳入	地方税56%、使用料26%、国庫支出金10%、償還金8%
	歳出	福祉・保健41%、病院・健康保険23%、教育文化レジャー20%

「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(財務省財務総合研究所)

スウェーデンの地方行政制度

特徴	<p>国は、地方が担う行政サービスの制度の根幹にかかる法令基準や社会保険に係る現金給付を担う。</p> <p>市町村(コミューン)は、主に現物給付的な社会福祉、消防・救急、上下水道など住民に身近な行政を、県(ランステイング)はほぼ医療に特化した役割を担う。市町村と県は所管する地域の広さや人口規模に応じて行政事務を分担しているもので、市町村と県の間に上下関係ではなく、対等な関係にある。また、市町村の所管する事務は多岐に渡るが市町村は比較して種類は少ない。</p> <p>なお、県の区域ごとに、国の出先機関(レーン)が設置され、区域内での国の事務を行うとともに、県と市町村の活動を調整する役割を担っている。</p>								
	人口 面積 GDP(1人当たり) 経済成長率	918万人(神奈川888万人) 45万km ² (日本38万km ²) 49,873米\$(2007年目 GDP) 2.6%(2007実質GDP成長率)	国民負担率 地方自治体 広域自治体 基礎自治体	66.3%(税49.1%、社保17.2%) ランステイング(県) [レーン(国出先)] コムューン(市町村)					
基礎情報	■役割分担	中央政府	県(ランステイング/21)	市町村(コムューン/290)					
国・地方の行財政	<table border="1"> <tr> <td>外交、防衛、公安・警察、立法、司法制度、経済政策、高等教育及び研究、高速道路、長距離交通、通信、労働市場、産業政策、住宅政策、社会保障、年金等の移転給付</td><td>一般医療、母子保健、歯科治療、精神保健、医療専門職教育、農林業教育、成人教育、文化・余暇活動支援、地域交通</td></tr> </table>		外交、防衛、公安・警察、立法、司法制度、経済政策、高等教育及び研究、高速道路、長距離交通、通信、労働市場、産業政策、住宅政策、社会保障、年金等の移転給付	一般医療、母子保健、歯科治療、精神保健、医療専門職教育、農林業教育、成人教育、文化・余暇活動支援、地域交通	学校教育、成人教育、児童ケア、障害者支援、高齢者ケア、地域計画、建築許可、消防、救急、民間防衛、緊急計画、環境保健、水道、下水道、エネルギー供給、廃棄物収集・処理、道路建設維持管理、公園整備維持管理、文化・余暇活動支援、地域経済支援、地域交通				
外交、防衛、公安・警察、立法、司法制度、経済政策、高等教育及び研究、高速道路、長距離交通、通信、労働市場、産業政策、住宅政策、社会保障、年金等の移転給付	一般医療、母子保健、歯科治療、精神保健、医療専門職教育、農林業教育、成人教育、文化・余暇活動支援、地域交通								
<p>* 国の事務を地方レベルで実施するために、県単位に国の方行政府としてレーン(21)を設置。</p> <p>(バス・タクシー安全対策、農業牧畜業、食品衛生、自然環境・動物保護、住宅政策、遺跡保全、各種ケア等)</p>									
<p>■財政(2003~2004年度)</p> <p>①中央政府の歳出の約67%が財政移転。そのうち56%が年金、児童手当、傷病手当など家計への移転で、24%が地方自治体への移転。</p> <p>②県の歳出は、医療関係が91%、歳入は地方税73%、国からの一般補助金6%、特定補助金13%、料金収入3%。</p> <p>③市町村の歳出は、教育関連42%、福祉関連37%、歳入は地方税69%、国からの一般補助金8%、特定補助金4%、料金収入7%。</p>									
主な行政分野の状況	<p>■教育</p> <p>学校教育は教育文化省が所管する教育法に基づき、義務教育の実施義務は市町村、高等教育と研究は国で所管。(義務教育以外の教育 ⇒ 就学前学校、高等学校、大学、成人教育、職業訓練学校)</p> <p>国は、教育文化省の学校庁を通じて、全国の教育レベル水準をそろえるため、統一的学习指導要領、評価方法を設定。市町村は、学习指導要領に従い、予算、組織構成、学校活動、評価概要等を内容とする学校計画を作成し、議会の承認を得る。</p>								
	<p>■保健・医療</p> <p>中央政府は、全ての人に平等に提供されるよう保健・医療サービス法によって、医療、保健に関する基本的な原則を定める。県は医療サービス提供の責任機関として病院、地域医療センターなどを運営する。市町村が提供する保健医療サービスは、健康管理や生活習慣等のアドバイス等が中心。</p>								
	<table border="1"> <tr> <th>国</th><th>県</th><th>市町村</th></tr> <tr> <td>医療政策・目標の設定、ガイドラインの策定、地方自治体の監督・相談・評価・検証、調査研究</td><td>病院医療(一次医療、専門治療)、患者負担額の設定、保健医療計画の策定、歯科治療</td><td>高齢者・身体障害者・精神障害者支援(住宅)</td></tr> </table>				国	県	市町村	医療政策・目標の設定、ガイドラインの策定、地方自治体の監督・相談・評価・検証、調査研究	病院医療(一次医療、専門治療)、患者負担額の設定、保健医療計画の策定、歯科治療
国	県	市町村							
医療政策・目標の設定、ガイドラインの策定、地方自治体の監督・相談・評価・検証、調査研究	病院医療(一次医療、専門治療)、患者負担額の設定、保健医療計画の策定、歯科治療	高齢者・身体障害者・精神障害者支援(住宅)							
<p>■社会保障</p> <table border="1"> <tr> <th>現金給付</th><th>現金・サービス給付</th><th>サービス給付</th></tr> <tr> <td>○公的年金(国・社会保険庁) ○労災保険(国・社会保険庁) ○失業保険(国・労働市場庁) ○公的扶助(国・市町村)</td><td>○児童福祉(国・市町村)</td><td>○高齢者福祉(国・市町村) ○障害者福祉(国・市町村)</td></tr> </table>				現金給付	現金・サービス給付	サービス給付	○公的年金(国・社会保険庁) ○労災保険(国・社会保険庁) ○失業保険(国・労働市場庁) ○公的扶助(国・市町村)	○児童福祉(国・市町村)	○高齢者福祉(国・市町村) ○障害者福祉(国・市町村)
現金給付	現金・サービス給付	サービス給付							
○公的年金(国・社会保険庁) ○労災保険(国・社会保険庁) ○失業保険(国・労働市場庁) ○公的扶助(国・市町村)	○児童福祉(国・市町村)	○高齢者福祉(国・市町村) ○障害者福祉(国・市町村)							
<p>(引用資料)「世界の統計2009」(総務省統計局、2009/03)、「国民負担率の内訳の国際比較」(財務省HP)、「ヨーロッパ各国の地方自治制度」(自治体国際化協会、90/11/30)、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(財務総合政策研究所、2006/09)</p>									

フィンランドの地方行政制度

特徴	<p>■ 地方自治体は市町村(市:カウプンキ・町:クンタ)のみで国と地方の2層制。県庁に相当する広域行政機関は国が設置。</p> <p>■ 市町村は総合行政機関として、教育、社会福祉、インフラの維持管理など幅広い行政サービスを担う。病院や障害者ケアなどは他の市町村と市町村連合を組織してサービス提供を担う。</p> <p>■ 市町村の数は432で、平均の人口規模は12,000人程度。最低で131人、最高で56万人(ヘルシンキ)。</p>																								
	人口	532万人(兵庫県559万人)	国民負担率	58.9%(税42.3%、社保16.6%)																					
	面積	33.8万km ² (日本38万km ²)	地方自治体	—																					
基礎情報	GDP(1人当たり)	46,371米ドル(2007年目)	広域自治体	—																					
	経済成長率	4.4%(2007実質)	基礎自治体	カウプンキ(市)、クンタ(町)																					
国・地方の行財政	<p>■ 役割分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">国</th><th colspan="2" style="text-align: center;">地方(市町村・432)</th></tr> <tr> <th>中央政府</th><th>出先機関</th><th>市町村単独</th><th>市町村連合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外交、国防、警察、司法、所得保障社会福祉、地方行政の一般原則等</td><td> <p>[県庁・5] 教育、法務、社会保健、消防、救急、住宅、環境、税務、行政裁判 [個々の機関] 司法裁判所、税務署、農業事務所、道路・水路建設区、鉄道区・電気通信区、公衆衛生研究所、地区労働庁等</p> </td><td> <p>[教育]小中学校、高等学校、図書館、芸術教育一般・成人教育、文化レクリエーション [福祉・保健]託児、高齢者福祉、障害者福祉基礎的保健・予防、医療、歯科、健康増進 [社会資本]土地利用・建設管理、水道光熱、供給廃棄物処理、道路管理、環境保全、消防救急、雇用確保 等</p> </td><td> <p>地域振興、土地利用計画、EU構造改革の対応、病院、教育訓練機関、障害者ケア、職業訓練、地方企業支援 等</p> </td></tr> </tbody> </table>			国		地方(市町村・432)		中央政府	出先機関	市町村単独	市町村連合	外交、国防、警察、司法、所得保障社会福祉、地方行政の一般原則等	<p>[県庁・5] 教育、法務、社会保健、消防、救急、住宅、環境、税務、行政裁判 [個々の機関] 司法裁判所、税務署、農業事務所、道路・水路建設区、鉄道区・電気通信区、公衆衛生研究所、地区労働庁等</p>	<p>[教育]小中学校、高等学校、図書館、芸術教育一般・成人教育、文化レクリエーション [福祉・保健]託児、高齢者福祉、障害者福祉基礎的保健・予防、医療、歯科、健康増進 [社会資本]土地利用・建設管理、水道光熱、供給廃棄物処理、道路管理、環境保全、消防救急、雇用確保 等</p>	<p>地域振興、土地利用計画、EU構造改革の対応、病院、教育訓練機関、障害者ケア、職業訓練、地方企業支援 等</p>										
国		地方(市町村・432)																							
中央政府	出先機関	市町村単独	市町村連合																						
外交、国防、警察、司法、所得保障社会福祉、地方行政の一般原則等	<p>[県庁・5] 教育、法務、社会保健、消防、救急、住宅、環境、税務、行政裁判 [個々の機関] 司法裁判所、税務署、農業事務所、道路・水路建設区、鉄道区・電気通信区、公衆衛生研究所、地区労働庁等</p>	<p>[教育]小中学校、高等学校、図書館、芸術教育一般・成人教育、文化レクリエーション [福祉・保健]託児、高齢者福祉、障害者福祉基礎的保健・予防、医療、歯科、健康増進 [社会資本]土地利用・建設管理、水道光熱、供給廃棄物処理、道路管理、環境保全、消防救急、雇用確保 等</p>	<p>地域振興、土地利用計画、EU構造改革の対応、病院、教育訓練機関、障害者ケア、職業訓練、地方企業支援 等</p>																						
<p>* 広域の地方自治体が存在しないため、法令の規定又は任意により市町村の連合体を組織して、地域計画の策定、中央・地域病院の運営、精神病院、アル中治療機関、職業訓練学校、児童相談センター等を運営。</p> <p>■ 財政(2006年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村、市町村連合の歳入は、地方税が46%、国からの補助金17%、運営料金収入が28%。 目的別歳出は社会福祉・保健が51%、教育文化が26%、投資的支出は9% ②国から市町村への補助金は、保健福祉省、教育省、内務省の3省から交付される。 ③地方税の88%が個人所得税、固定資産税が5%、法人所得税の地方還付7%。国税の法人所得税の22%が地方に還付。 																									
主な行政分野の状況	<p>■ 義務教育</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>国(教育庁)</th><th colspan="2">市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・カリキュラムの作成 ・市町村の教育サービスの評価 ・市町村への教育文化補助金(一般補助)の交付</td><td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・教育計画書の作成 ・各学校で、自由に教員や教科書を選定しサービスを提供 </td></tr> <tr> <td>国の財源負担(57%)</td><td colspan="2">市町村の財源負担(43%)</td></tr> </tbody> </table> <p>■ 保健・医療</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>国</th><th>市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・保健医療政策のガイドライン作成(保健福祉省) ・雇用主と被雇用者の拠出による医療保険制度を運営(社会保険庁)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・一次医療は公立の保健センター実施 (市町村単独又は市町村連合) ・二次医療は全国20病院区で実施 (全市町村参加の市町村連合) </td></tr> <tr> <td colspan="2">〔保健医療財源 2002年度〕市町村43%、国補助金17%、医療保険16%、家計等24%</td></tr> </tbody> </table> <p>■ 社会保障</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>現金給付</th><th>現金・サービス給付</th><th>サービス給付</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○公的年金(社会保険庁) ○労災保険(保健福祉省) ○失業保険(保健福祉省)</td><td>○家族出産育児(保健福祉省・市町村) ○児童福祉(社会保険庁・市町村)</td><td>○障害者福祉(市町村) ○重度障害者福祉(社会保険庁) ○高齢者福祉(市町村)</td></tr> </tbody> </table>				国(教育庁)	市町村		・カリキュラムの作成 ・市町村の教育サービスの評価 ・市町村への教育文化補助金(一般補助)の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・教育計画書の作成 ・各学校で、自由に教員や教科書を選定しサービスを提供 		国の財源負担(57%)	市町村の財源負担(43%)		国	市町村	・保健医療政策のガイドライン作成(保健福祉省) ・雇用主と被雇用者の拠出による医療保険制度を運営(社会保険庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・一次医療は公立の保健センター実施 (市町村単独又は市町村連合) ・二次医療は全国20病院区で実施 (全市町村参加の市町村連合) 	〔保健医療財源 2002年度〕市町村43%、国補助金17%、医療保険16%、家計等24%		現金給付	現金・サービス給付	サービス給付	○公的年金(社会保険庁) ○労災保険(保健福祉省) ○失業保険(保健福祉省)	○家族出産育児(保健福祉省・市町村) ○児童福祉(社会保険庁・市町村)	○障害者福祉(市町村) ○重度障害者福祉(社会保険庁) ○高齢者福祉(市町村)
国(教育庁)	市町村																								
・カリキュラムの作成 ・市町村の教育サービスの評価 ・市町村への教育文化補助金(一般補助)の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・教育計画書の作成 ・各学校で、自由に教員や教科書を選定しサービスを提供 																								
国の財源負担(57%)	市町村の財源負担(43%)																								
国	市町村																								
・保健医療政策のガイドライン作成(保健福祉省) ・雇用主と被雇用者の拠出による医療保険制度を運営(社会保険庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・一次医療は公立の保健センター実施 (市町村単独又は市町村連合) ・二次医療は全国20病院区で実施 (全市町村参加の市町村連合) 																								
〔保健医療財源 2002年度〕市町村43%、国補助金17%、医療保険16%、家計等24%																									
現金給付	現金・サービス給付	サービス給付																							
○公的年金(社会保険庁) ○労災保険(保健福祉省) ○失業保険(保健福祉省)	○家族出産育児(保健福祉省・市町村) ○児童福祉(社会保険庁・市町村)	○障害者福祉(市町村) ○重度障害者福祉(社会保険庁) ○高齢者福祉(市町村)																							

(引用資料) 外務省HP、「フィンランドの地方自治」(自治体国際化協会HP「情報ライブラリ」)、「世界の統計2009」(総務省統計局、2009/03)、「国民負担率の内訳の国際比較」(財務省HP)、「ヨーロッパ各国の地方自治制度」(自治体国際化協会、2009/11/30)、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(財務総合政策研究所、2006/09)

地方税・地方歳入の構成比 国際比較

1 日 本

国税・地方税比率(2002年)	地方税42. 1%	国税57. 9%		
地方歳入の内訳(2002年)	地方税34. 3%	政府間移転35. 3%		その他30. 4%
地方税の内訳(2002年)	個人所得課税26. 4%	法人所得課税14. 2%	資産課税31. 4%	消費課税15. 6% その他8. 3%

2 イギリス

↓ 地方税5. 5%

国税・地方税比率(2002年)	国税94. 5%			
地方歳入の内訳(2001年)	地方税16. 0%	政府間移転62. 0%		その他22. 0%
地方税の内訳(2002年)	資産課税100. 0%			

3 フランス

国税・地方税比率(2002年)	地方税19. 7%	国税80. 3%		
地方歳入の内訳(1998年)	地方税49. 4%		政府間移転29. 2%	その他21. 4%
地方税の内訳(2002年)	資産課税44. 5% 消費課税7. 5%			その他48. 0%

4 スウェーデン

国税・地方税比率(2002年)	地方税36. 7%	国税63. 3%		
地方歳入の内訳(2001年)	地方税68. 2%		政府間移転15. 8%	その他16. 0%
地方税の内訳(2002年)	個人所得課税100. 0%			

5 ドイツ

国税・地方税比率(2002年)	地方税49. 0%	国税51. 0%		
地方歳入の内訳(2000年)	州	地方税70. 0%	政府間移転23. 0%	その他7. 0%
	市町村	地方税29. 0% 政府間移転51. 0%		その他20. 0%
地方税の内訳(2002年)	州	個人所得課税46. 7%	消費課税45. 0%	その他
	市町村	個人所得課税55. 2%	法人所得課税20. 6% 資産課税17. 5%	その他

6 アメリカ

国税・地方税比率(2002年)	地方税45. 7%	国税54. 3%		
地方歳入の内訳(2000年)	州	地方税42. 8% 政府間移転21. 8%		その他35. 4%
	市町村	地方税44. 2% 政府間移転28. 7%		その他27. 1%
地方税の内訳(2002年)	州	個人所得課税34. 2% 消費課税57. 4%		その他
	市町村	資産課税72. 6% 消費課税22. 2%		その他

7 カナダ

国税・地方税比率(2002年)	地方税48. 1%	国税51. 9%		
地方歳入の内訳(2000年)	州	地方税63. 1% 政府間移転18. 1%		その他18. 8%
	市町村	地方税54. 6% 政府間移転16. 0%		その他29. 4%
地方税の内訳(2002年)	州	個人所得課税36. 7% 消費課税41. 8%		その他
	市町村	資産課税86. 2%		その他

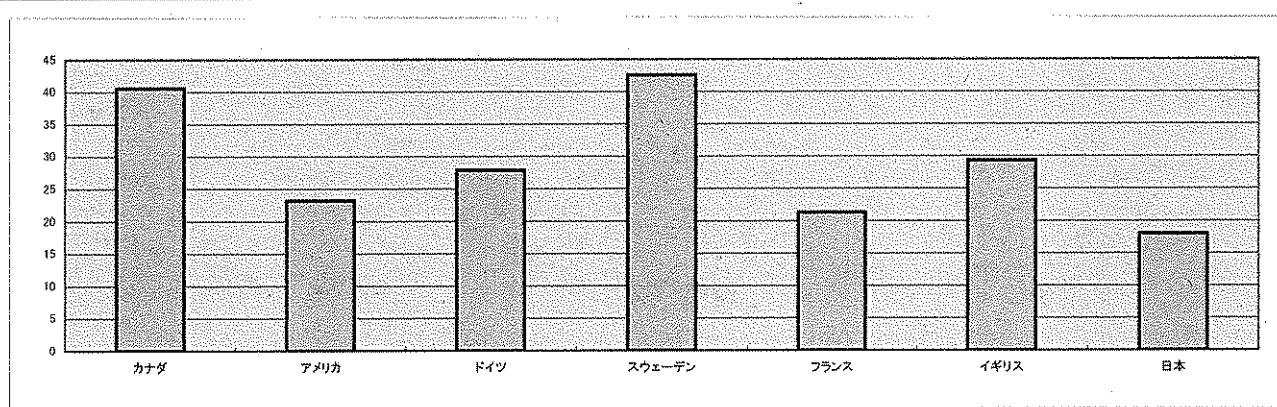
主要国における税収・税収構造等の状況(社会保障負担含む)

吉弘委員作成

OECD, 2008, Revenue Statistics 1975–2007, p.231, 233 & 235, より作成。

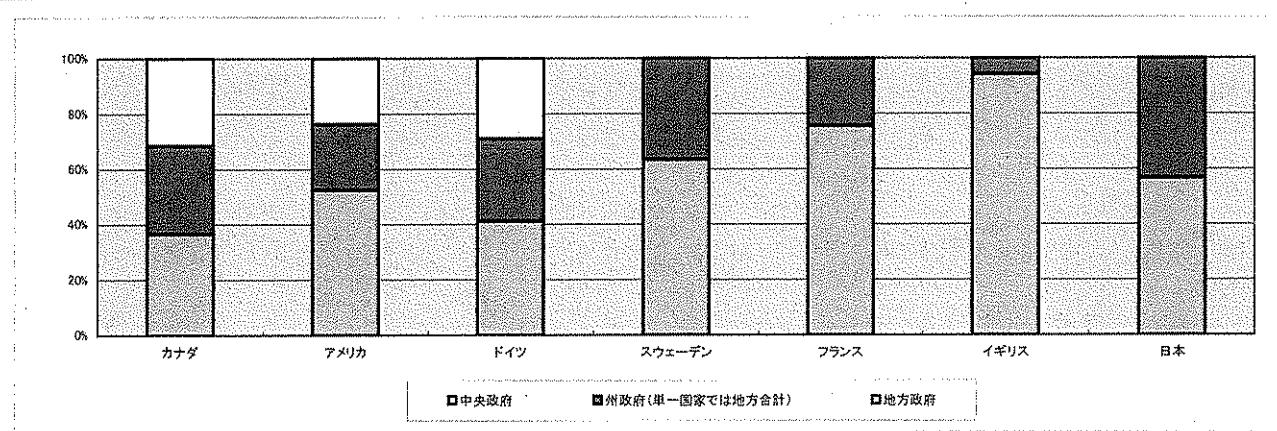
1 総税収の対GDP比

2007年

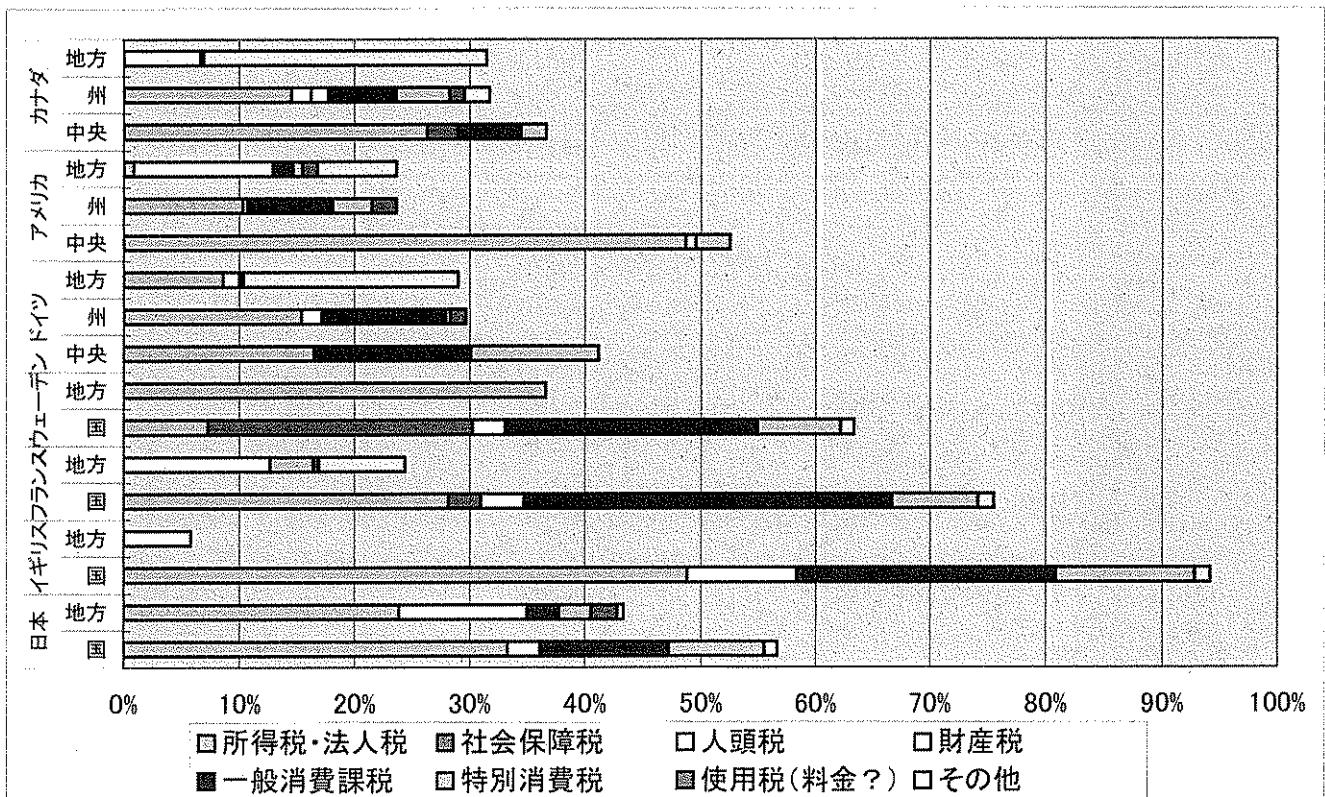


2 政府構成別の歳入百分比

2007年



3 国・地方の税収構成



国・地方の財政状況

1 国・地方の債務残高

- バブル経済の崩壊後、国・地方を通じて、公共投資を中心とした景気対策が実施され、国债や地方債を大量発行
- 昨年来の世界的景気後退に伴い、国・地方を通じて大幅に税収が減少し財源不足が拡大
- 景気対策や歳入不足を補てんするために、赤字国债や臨時財政対策債を増発した結果、国・地方を合わせた債務残高は大幅に増大 (H21年度末；825兆円程度、GDP比174%)

2 最近の動向

- 平成16～18年度に実施された「三位一体改革」によって、地方交付税（臨時財政対策債を含む）が5.1兆円と大幅に削減され、それ以降、一般財源総額は抑制基調が継続し、地方の地域間格差の拡大の原因となっている。
- 人件費は定員削減や独自の給与カットにより抑制基調にあるものの、生活保護などの扶助費は年々増加傾向にあるなど、少子高齢化等の進展に伴い、義務的経費は増嵩。

3 社会保障関係費の状況

- 地方の財政サービスの中でも、社会保障関係費は、今後も増加の一途
- 地方の社会保障関係費は、現金給付から人的・物的サービスの提供まで、幅広く多様
- 地方が実施している経費の中には、制度化されていなくても地域の実情に迫られて、既に全国的にサービスが提供され、ナショナルスタンダード化したものが多い。

＜社会保障関係費の将来推計＞

区分		H21	H24
社会保障 (義務分)	法令等に基づく義務的経費 国民健康保険、後期高齢者医療、介護給付費、児童手当、生活保護費ほか	11.6 兆円	12.8 兆円
社会保障 (義務除き)	国補助により全国的に推進されている経費 救急運営費、特定疾患、介護予防、障害者施設運営費、放課後児童クラブ、母子家庭支援ほか	1.1 兆円	1.3 兆円
	地方が共通の住民ニーズにより実施している経費 乳幼児・重度心神障害児・母子家庭等医療費助成、病院会計繰出金、老人福祉施設運営費、小規模授産所運営費、保育所運営費、児童相談所活動費ほか	4.5 兆円	5.1 兆円
	計	17.2兆円	19.2兆円

以上 H21.7 全国知事会「住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言」より抜粋。

4 鳥取県の状況

- 三位一体改革期間(H16～18)を含む、平成12年度から平成20年度の間の決算状況。
- 公共事業の減少等によって、決算規模が大きく縮減。
(県分)⑩5000億円 ⇒ ⑩3500億円 程度 (市町村分)⑩3200億円 ⇒ ⑩2700億円程度
- 公債費や扶助費(市町村)などの義務的経費の歳出割合が高まるなか、標準財政規模(地方税+地方交付税+臨時財政対策債等)は縮小傾向にあり、一般財源を巡る財政状況は厳しい状況。(義務的経費の割合：県・市町村) ⑩34%程度 ⇒ ⑩45%程度
- 地方の財源不足対策として、H13年度から導入された赤字地方債、臨時財政対策債が年々累増。特に、H20年度末の県分の発行残高は標準財政規模に匹敵する額に到達。
- H16～18の三位一体改革の影響など厳しい財政状況を反映して、基金(特に財政調整型基金)が大きく減少。

◆国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円)

	H7年度末	H8年度末	H12年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末
国	285	310	464	573	627	663
地方	125	139	181	197	198	200
国・地方 計	410	449	646	770	825	863
対GDP比	83%	88%	128%	156%	174%	181%

H21、H22年度末は見込み。

◆鳥取県・県内市町村の決算概況 (H12 ~ H20年度の傾向分析)

区分		鳥取県		県内市町村	
主な歳入	地方税	H19年に税源移譲(所得税→住民税)があつたが、法人関係税収の減収により減少傾向 600億円 ⇒ 550億円 (△50億円)		H19年税源移譲による増加 (所得税→住民税) 693億円 ⇒ 714億円 (+21億円)	
	地方交付税	三位一体改革及び臨時財政対策債の発行に伴い減少。 1,725億円 ⇒ 1,315億円 (△410億円)	975億円 ⇒ 870億円 (△105億円)		
	国・県支出金	三位一体改革の国庫補助負担金見直しに等により減少傾向 950億円 ⇒ 550億円 (△400億円)	474億円 ⇒ 443億円 (△30億円)		
	地方債	建設地方債は減少し、臨時財政対策債が増加傾向。 635億円 ⇒ 523億円 (△112億円)	434億円 ⇒ 210億円 (△224億円)		
	うち臨財債	0億円 ⇒ 218億円 (+218億円)	0億円 ⇒ 68億円 (+68億円)		
	計	地方交付税、国・県支出金及び地方債発行等の減少による規模縮小 4,967億円 ⇒ 3,485億円 (△1,482億円)	3,260億円 ⇒ 2,720億円 (△540億円)		
主な歳出	人件費	厳格な定員管理の実施と独自の給与削減による減少傾向 1,043億円 ⇒ 934億円 (△109億円)	513億円 ⇒ 431億円 (△82億円)		
	扶助費	市町村合併による市部の拡大に伴う生活保護費の県分の減、市分の増等による増減。 116億円 ⇒ 60億円 (△56億円)	197億円 ⇒ 314億円 (+117億円)		
	公債費	臨時財政対策債の償還増等により過増傾向 521億円 ⇒ 580億円 (+59億円)	392億円 ⇒ 432億円 (+40億円)		
	普通建設事業費	公共事業の減少 1,677億円 ⇒ 707億円 (△907億円)	751億円 ⇒ 225億円 (△526億円)		
	計	公共事業の減少及び歳入の減少による規模縮小 4,824億円 ⇒ 3,369億円 (△1,455億円)	3,180億円 ⇒ 2,607億円 (△573億円)		
	実質的地方交付税額 (地方交付税+臨財債)	地方財政計画の総額抑制により減少基調で推移 1,725億円 ⇒ 1,533億円 (△192億円)	975億円 ⇒ 939億円 (△36億円)		
地方債残高		建設地方債の残高は減少、臨時財政対策債の累増により増加傾向 5,221億円 ⇒ 6,267億円 (+1,046億円)	3,570億円 ⇒ 3,537億円 (△33億円)		
	うち臨時財政対策債	0億円 ⇒ 1,721億円 (+1,721億円)	0億円 ⇒ 660億円 (+660億円)		
基金残高		三位一体改革に伴う地方交付税の大幅削減など、厳しい財政状況を反映した取崩しによる。 1,123億円 ⇒ 872億円 (△252億円)	591億円 ⇒ 458億円 (△133億円)		
	うち財政調整型基金	587億円 ⇒ 295億円 (△292億円)	266億円 ⇒ 183億円 (△83億円)		

鳥取県の決算推移(一般会計)

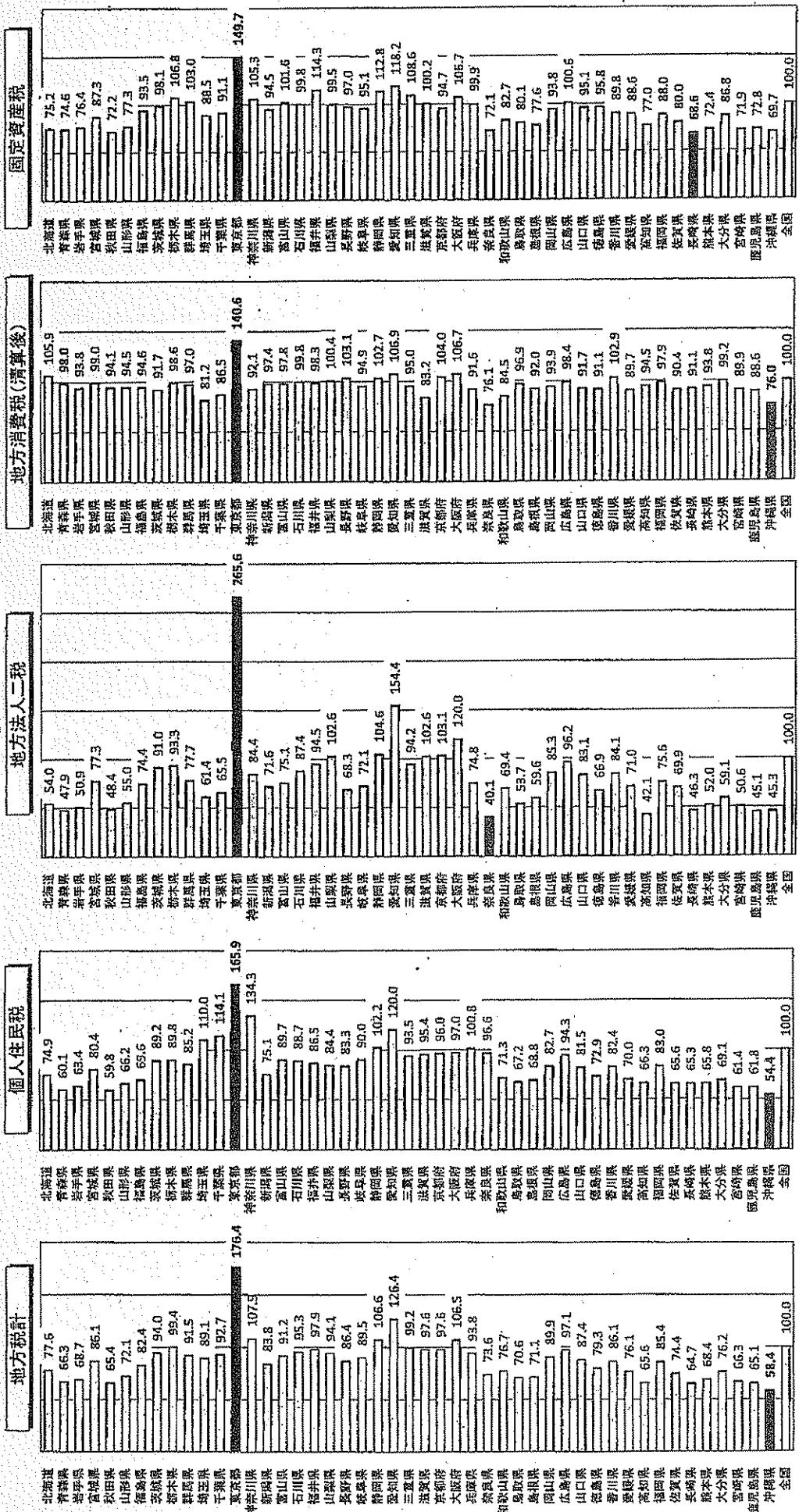
(单位: 百万円)

県内市町村の決算推移(普通会計)

		H12 2000年		H13 2001年		H14 2002年		H15 2003年		H16 2004年		H17 2005年		H18 2006年		H19 2007年		H20 2008年			
歳入	歳出	区分																			
		地方税	69,330	21.3	69,485	21.4	68,840	22.7	65,615	21.6	65,669	21.9	66,081	23.8	65,811	23.9	70,746	26.1	71,404	26.3	
		地方交付税	97,536	29.9	91,073	28.1	86,643	28.5	82,027	27.0	81,970	27.4	84,173	30.3	82,699	30.1	82,866	30.6	87,040	32.0	
		国庫・県支出金	47,462	14.6	50,868	15.7	42,277	13.9	43,108	14.2	39,923	13.3	36,715	13.2	33,552	12.2	35,608	13.1	44,305	16.3	
		地方債	43,434	13.3	40,502	12.5	35,624	11.7	43,163	14.2	35,908	12.0	30,658	11.0	28,513	10.4	27,121	10.0	21,059	7.7	
		うち臨時財政対策債	0.0	4,102	1.3	8,562	2.8	16,568	5.5	11,779	3.9	9,085	3.3	8,130	3.0	7,376	2.7	6,881	2.5		
		その他	68,196	20.9	72,325	22.3	70,254	23.1	69,339	22.9	76,044	25.4	60,357	21.7	64,343	23.4	54,818	20.2	48,188	17.7	
		計	325,958	100.0	324,253	100.0	303,638	100.0	303,252	100.0	299,514	100.0	277,984	100.0	274,918	100.0	271,159	100.0	271,996	100.0	
		義務的経費	110,244	34.7	111,905	35.3	114,900	38.6	116,472	39.1	116,768	39.7	116,279	42.6	116,243	43.0	116,946	43.8	117,767	45.2	
		人件費	51,319	16.1	50,703	16.0	50,205	16.8	48,962	16.4	47,425	16.1	45,503	16.7	44,734	16.5	43,282	16.2	43,128	16.5	
		扶助費	19,700	6.2	20,959	6.6	22,592	7.6	26,388	8.9	27,766	9.4	29,062	10.6	29,860	11.0	31,099	11.6	31,456	12.1	
		公債費	39,225	12.3	40,243	12.7	42,103	14.1	41,122	13.8	41,577	14.1	41,714	15.3	41,849	15.5	42,565	15.9	43,183	16.6	
		普通建設事業費	75,156	23.6	62,134	19.6	51,797	17.4	53,662	18.0	44,085	15.0	32,402	11.9	31,567	11.7	25,851	9.7	22,479	8.6	
		その他	132,645	41.7	143,342	45.2	131,326	44.1	127,568	42.9	133,265	45.3	124,359	45.5	122,795	45.4	124,325	46.5	120,482	46.2	
		計	318,045	100.0	317,381	100.0	288,023	100.0	297,702	100.0	294,118	100.0	273,040	100.0	270,605	100.0	267,122	100.0	260,728	100.0	
標準財政規模		166,198	100	164,066	99	157,593	95	148,294	89	149,274	90	153,284	92	153,798	93	154,513	93	164,226	99		
実質的地方交付税額 (地方交付税+臨時財政対策債)		97,536	100	95,175	98	95,205	98	98,595	101	93,749	96	93,258	96	90,829	93	90,242	93	93,921	96		
地方債残高		357,020	100	368,093	103	371,855	104	382,766	107	386,342	108	383,427	107	377,544	106	369,170	103	353,737	99		
基金残高		59,192	100	58,495	99	51,403	87	44,155	75	37,442	63	39,033	66	39,867	67	41,573	70	45,833	77		
内訳		財政調整型基金残高	26,621	100	27,349	103	23,801	89	21,972	83	16,133	61	15,440	58	15,614	59	17,408	65	18,378	69	
特定目的基金		32,571	100	31,146	96	27,602	85	22,183	68	21,310	65	23,593	72	24,253	74	24,166	74	27,454	84		
備考		・介護保険制度開始 ・地方分権一括法施行 ・法定外目的税の創設		・臨時財政対策債の発行開始		→(国庫補助負担金改革△4.7兆円、 地方交付税改革△5.1兆円、形態移譲3兆円)		三位一体改革 ・児童手当制度開始		・3兆円の税源多譲 (所得稅一個人住民 税)		・骨太方針2006 (社会保障経費及び 地方一般歳出の抑制)		→後期高齢者医療制 度開始 ・財政健全化法一部 施行(H21完全施行)							

人口一人当たりの税収額の指標(平成20年度決算)

(全国平均を100とした場合)



最大／最小：1.8倍

12.3兆円

最大／最小：6.6倍

8.4兆円

最大／最小：1.8倍

2.5兆円

最大／最小：2.2倍

8.9兆円

*「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値で割った数値である。

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

▲

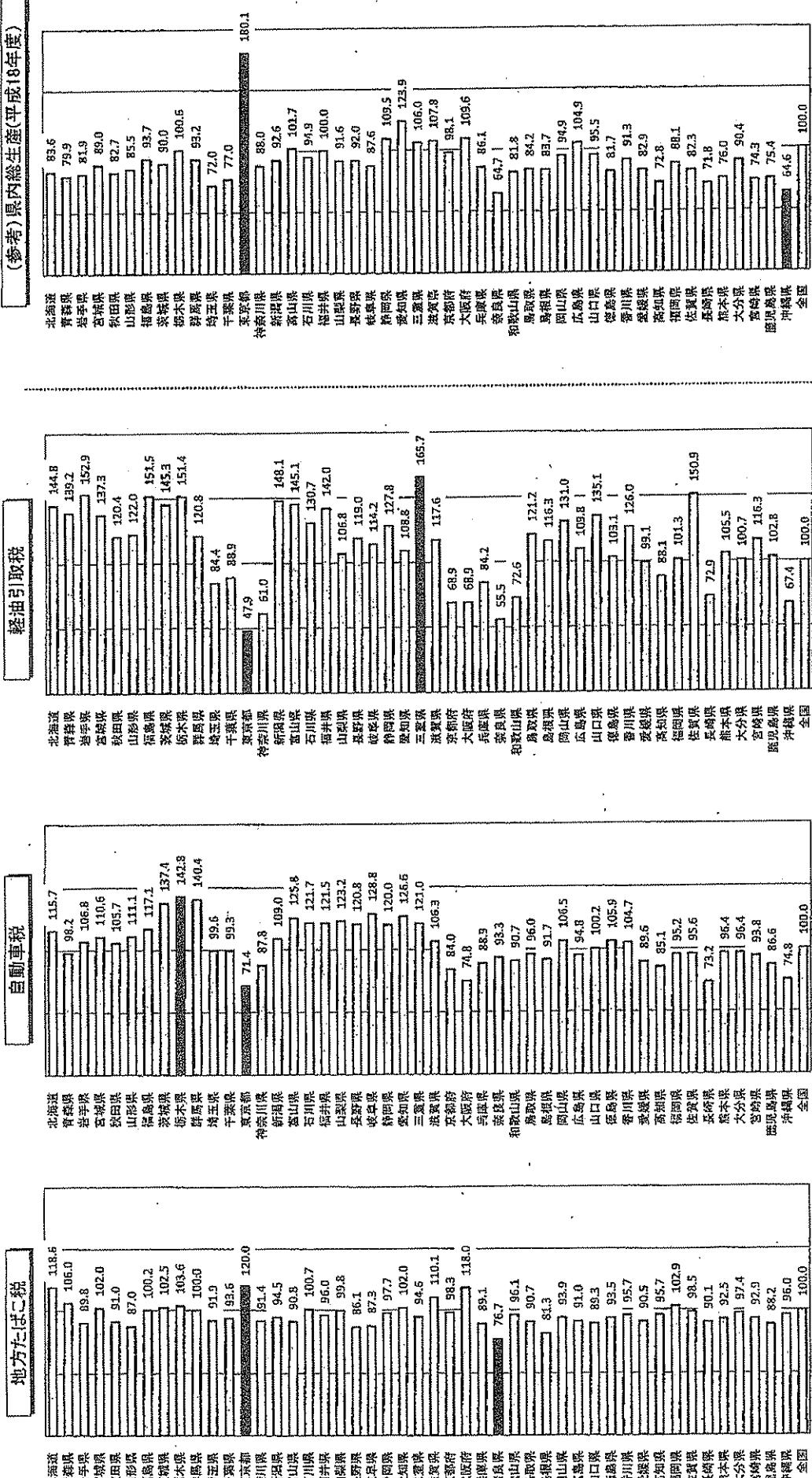
▲

▲

▲

人口一人当たりの税収額の指標(平成20年度決算)

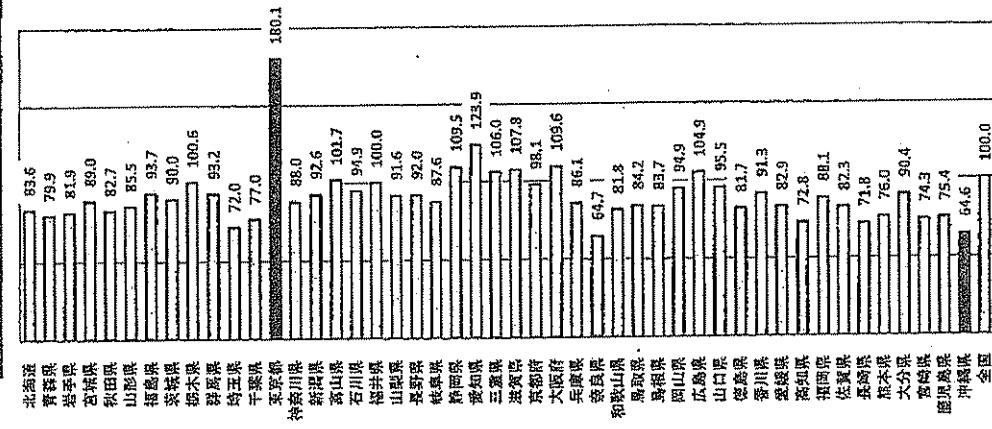
(全国平均を100とした場合)



最大／最小: 1. 6倍
1. 7兆円
0. 9兆円

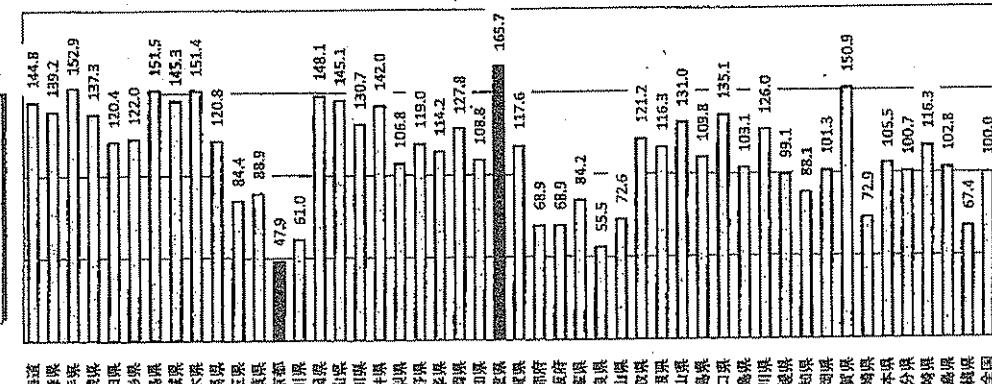
- (注1) 地方たばこ税の税収額は、遠府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。
 (注2) 自動車税の税収額は、超過課税分を除く。
 (注3) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 (注4) (参考)は平成18年度の人口1人あたりの県内総生産額である。

(参考)県内総生産(平成18年度)

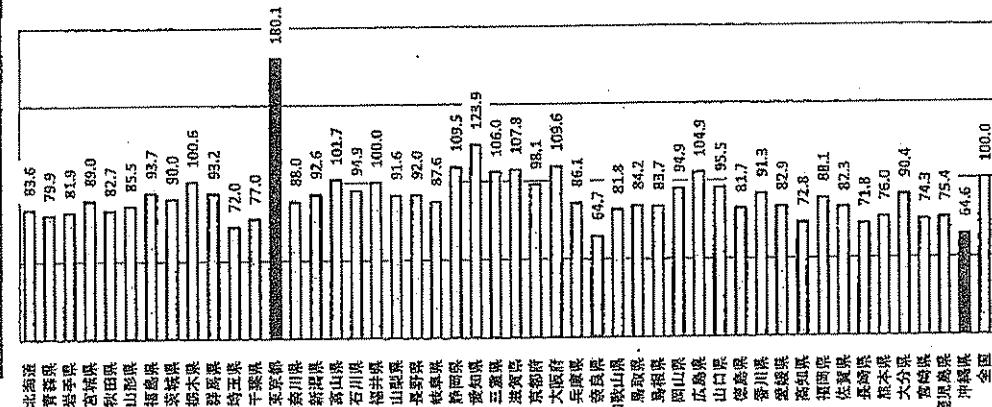


最大／最小: 2. 8倍
518. 8兆円

自動車税



軽油弓取税



自治組織充実の取り組み状況

自治振興課

合併市町での取り組み

市町村名	内 容
鳥取市	<p>【まちづくり協議会の設立】</p> <p>◇地域住民と行政が適切な協力関係で支え合う「協働のまちづくり」を目指している。地区公民館を単位とする市内 61 地区では、自治会や各種団体が中心となって「まちづくり協議会」の設立が行われており、地域住民の意見をまとめながら、地域課題を解決することを目指している。今後、各地区においては、「地域コミュニティ計画」を作成するなど、地域の現状や課題解決のために地域コミュニティの充実・強化を推進。</p> <p>※21年5月末現在 61 地区中 47 団体が設立。</p>
南部町	<p>【地域振興協議会の設立】</p> <p>◇「地域振興区の設置等に関する条例」を制定し、旧村単位を基準に 7 つに区割りを行う。その後、それぞれに「地域振興協議会」が設立。町の権限や財源を移譲するなど地域住民が話し合いで課題を解決できる新しい自治組織の体制づくりを推進中。町からは、職員をそれぞれの協議会ごとに担当させ、また交付金により事業を支援している。</p> <p>◇平成 20 年度には、法勝寺地区地域振興協議会で中四国農政局の農山漁村地域力発掘支援モデル事業（補助事業）を受け、21 年度には、あいみ富有の里地域振興協議会が中国地方中山間地域振興協議会共同研究のモデル地区となる。各々の協議会で、独自のアプローチにより公共交通や不法投棄、防災・防災等の課題に取り組んでいる。</p>
伯耆町	<p>【中山間地域の住民組織支援・地域協議会・集落パートナー職員の配置】</p> <p>◇平成 20 年度から、過疎・中山間地域にある二部地区、日光地区で、従来からあった住民組織を元に地域協議会を組織化し（日光地区協議会、二部地区活性化機構）、中山間地域活性化の取り組みを実施。まちづくり担当部局の職員を公民館職員とは別に、1 名配置し、各地域組織と連携し、地域の実情に即した事業を展開している。</p> <p>◇平成 21 年度から、パートナー職員制度を導入し、114 集落に対して、職員 2 名を割当て、年間 4 回程度の意見交換を行い、住民ニーズを把握している。</p>

単独町村での取り組み

智頭町	<p>【日本1／0村おこし運動】</p> <p>◇住民一人ひとりが、地域により深く関心を持つことによって、自治意識を高め、自らの生活の場として集落の再構築を行うとともに、広く町外の人々も含めてお互いを認め合える風土づくりを推進し、住民一人ひとりが無（ゼロ）から有（イチ）への一步を踏み出そうという「日本1/0村おこし運動」を実施中（平成9年度から）。</p> <p>◇新田集落では、NPO 法人として組織化し、中山間地域活性化の各種事業を展開中。</p> <p>◇平成 20 年度には、これから地域社会の将来を見据え、地区振興協議会が 2 地区（旧村単位）で設立され、地区単位での運動が展開されている。</p>
三朝町	<p>【地域協議会の設立】</p> <p>◇平成 18 年 3 月に地域の自立を促し自主的な地域づくりを促進することを目的として「三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例」を制定。</p> <p>◇この条例に基づき、町内を 6 地域（地区公民館単位）に分け、各地域の担当職員（地域主事）を配置し、発起人会を中心に「地域協議会」設立に取り組み、18 年 11 月の三徳地域協議会を皮切りに平成 19 年 1 月末には全地域で設立。</p> <p>◇「地域協議会」には、地域の総合力を高めるために地域各組織の有機的連携を図り、地域独自の事業や伝統文化の継承など、地域の実態に即した事業が展開されることが期待されている。各協議会で各種事業を展開中。</p>

市町村名	内 容
日吉津村	<p>【コミュニティ計画づくり】</p> <p>◇平成 16 年度より、住民参画と協働のむらづくりを進めるために、一人でも多くの村民が、地域コミュニティに关心をもち、自らの問題として見直す取り組みとして、村内 7 つの自治会ごとに「コミュニティ計画づくり」を呼びかけている。</p> <p>◇「コミュニティ計画」は、地域の将来を考え、知恵やアイディアを出しあって作る地域の将来計画。地域住民にとってのルールブック、地域参加の手引きとなるもの。それぞれ自治会役員会と連携のもと、推進組織を設置し、防災・防犯・リサイクル・子育て支援・見守り・歴史文化の掘り起こし・公民館のバリアフリーなど多様なテーマについて、アンケート調査やワークショップなどをを行いながら検討協議されている。まだ最終的な計画書の完成には至っていないものの、推進組織についての中間報告や、独自の「住民避難マニュアル」が作成され、全戸配布されている自治会もある。</p>
日南町	<p>【校区まちづくり協議会を設置】</p> <p>◇平成 18 年度に小学校区（旧村）を単位として、地域の力を結集し地域で取り組む総合組織として、7 つの校区に「まちづくり協議会」を設置。</p> <p>◇まちづくり協議会は、自治会活動を含めたまちづくり全般、校区内の課題への対応を行うための組織。</p> <p>◇18 年度は住民参画まちづくり事業として、公民館を地域振興センターに名称を変更し地域振興の活動拠点とした。（18 年 3 月議会 公民館設置条例の廃止、地域振興センターの設置）</p> <p>◇まちづくり協議会の活動を支援するため校区担当職員を配置（各地域 4 名）するとともに、住民自治関連、住民学習関連の補助金等を交付金化して一括交付などを行っている。</p>

市町村への権限移譲の取組について

平成21年4月
自治振興課

1 権限移譲に係る主な動き

◆平成12年4月

地方分権一括法施行

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行

◆平成18年度まで

市町村の足並みが揃わなくても意欲ある市町村に対して権限を移譲していく「まだら模様の分権」を展開

◆平成19年度から

「まだら模様の分権」のままでは行政組織のスリム化に逆行

→県と市町村の双方がメリットを感じられるような取組の必要性の検討

2 移譲事務数、項目数（4月1日時点での累計）

年	事務数	項目数
12年	44	228
13年	53	270
14年	63	398
15年	67	411
16年	67	416
17年	65	408
18年	67	451
19年	67	451
20年	66	448
21年	65	442

3 移譲事務の代表的な例

- ・鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣の捕獲、飼養等の許可）
- ・屋外広告物法（屋外広告物の設置許可、除却等）
- ・農地法（転用許可等）
- ・都市計画法（開発行為の許可等）

4 課題及び問題点

◆市町村の意見

人材・財源の両面から更なる権限移譲に不安や困難を感じている。

○厳しい財政状況、定員管理の上でも行財政改革が最優先課題

○専門知識を有する職員が必要であり、体制の確保が困難

◆県の認識

まだら模様のままでは、行政組織のスリム化につながらない。

○県においても同種の事務処理を行う必要があり、「二重行政」となる。

県から市町村への権限移譲の状況

(平成21年5月1日現在)

法令等名称	移譲内容	特例条例別表番号	都	市	八頭郡	東伯郡	西伯郡	日野郡	中南部													
			鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	若桜町	智頭町	八頭町	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	日吉津村	吉山町	大南町	南伯耆町	伯耆町	日野町	日野町	江府町	広域
児童手当法	児童手当の受給資格及び額の認定(市町村立学校職員に限る。)	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例	発行手数料の徴収及び発行手数料の指定認証機関への納付	1の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地方自治法	新たに生じた土地の確認の届出の受理及び告示	1の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地方自治法	町、字の区域の新設等の届出の受理及び告示	1の4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則	奨学生資金の貸与に係る申請書の受理及び知事への送付(特例条例規則)	1の5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県統計調査条例施行規則	調査票への記入(特例条例規則)	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県福祉のまちづくり条例	建築物に係る適合証の請求の受理及び知事への送付	3	○	○	○	○																
鳥取県福祉のまちづくり条例	3以外の建築物に係る適合証の請求の受理及び知事への送付	4	○	○	○																	
鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則	保護者承認申請書等の受理及び知事への送付(特例条例規則)	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
難傷病者特別援護法施行規則	更生医療の給付の要否決定等	7	○	○	○																	
介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定等	8																				○
介護保険法	指定介護予防サービス事業者の指定等	8																				○
介護保険法	指定居宅サービス事業者等の指定の更新	8																				○
介護保険法	介護サービス事業者の業務管理体制の届出の受理	8																				○
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	被爆者健康手帳の交付申請の受理及び知事への送付等	8の2	○																			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	被爆者健康手帳に係る居住地の変更届出の受理及び知事への送付等	8の3	○																			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	被爆者健康手帳に係る氏名の変更届出の受理及び知事への送付等	8の4	○																			
水道法	専用水道及び簡易導用管道に係る事務	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県公害防止条例	汚水回収特定施設の設置の届出の受理等	9の2	○																			
鳥取県公害防止条例	騒音回収特定施設の設置の届出の受理等	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自然公園法	許可申請等の届出の受理及び知事への送付	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自然公園法施行令	申請等の届出の受理及び知事への送付	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県立自然公園条例	申請等の届出の受理及び知事への送付	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県立自然公園条例施行規則	申請等の届出の受理及び知事への送付(特例条例規則)	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県自然環境保全条例	申請等の届出の受理及び知事への送付	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県自然環境保全条例規則	申請等の届出の受理及び知事への送付(特例条例規則)	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
墓地、埋葬等に関する法律	墓地等の経営の許可等	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
化製場等に関する法律	死亡扶養の解体、埋葬等の許可	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
化製場等に関する法律	指定区域内における動物の飼養等の許可	19の2	○																			
火薬類取締法	火薬類の譲渡又は譲受の許可等	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
火薬類取締法	消費者に対する報告の要求等	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
火薬類取締法施行令	火薬庫外の貯蔵場所の指示等	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	供給設備に係る基準適合命令	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
商工会法	商工会の設立、定款変更の認可等	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
計量法	工場等への立入検査等	24の2	☆																			
工場立地法	特定工場の新設等の届出の受理等	24の3	○	○	○																	
農地法	居住市町村外の農地等の権利の設定又は移転の許可	24の4	○																			
農地法	農地を農地以外のものにする行為の許可等	24の5	○																			○
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可等	24の6																				○
土地改良法	換地計画の認可等	24の7	○																			
土地改良法	農協又は農用地の所有者等が行う土地改良事業の認可等	24の8	○																			
土地改良法施行規則	農業用排水路の指定	25																				
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲、飼養等の許可	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲、飼養等の許可の取消し等	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	鳥獣の所定変更等の届出の受理	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲等の許可(茶色及びぼけ茶色の捕獲を事務目的とするもの)	28	○																			
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲等の許可(黒色を含むぼけ茶色の捕獲を事務目的とするもの)の取消し等	28	○																			
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	28に係る住所変更等の届出の受理	29	○																			
森林法	保安林の緊急伐採等に係る届出の受理	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
森林病害虫等防除法施行規則	届出の受理及び知事への送付(特例条例規則)	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
屋外広告物法	広告物等の解除及び解除した広告物等の保管、売却又は廃棄	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県屋外広告物条例	広告物の表示の許可等	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
土地区画整理事業	個人施行及び土地区画整理組合施行の土地区画整理事業に係る換地計画の認可等	34	☆	○	○																	
土地区画整理事業	個人施行の土地区画整理事業の施工の認可等	34の2	☆	○	○																	
土地区画整理事業	土地区画整理組合の設立認可等	34の2	☆	○	○																	
土地区画整理事業	解任投票所等の公告	35	☆	○	○																	
土地区画整理事業	土地の形質の変更等の許可等	36	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
土地区画整理事業	個人施行及び土地区画整理組合施行の土地区画整理事業に係る換地計画の認可等	37	☆	○	○	○																
米子長浜都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の実施に関する条例	清算金の徴収等	38		○																		
駐車場法	路面外駐車場の設置に係る事項の届出の受理等	39	☆	○	○	○																
流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務市街地内での建設等の許可等	39の2	○																			
流通業務市街地の整備に関する法律施行規則	表面の交付	39の3	○																			
都市計画法	都市計画施設等の区域内の建築の許可等	40	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都市計画法施行規則	40に係る表面の交付の請求の受理	41	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都市計画法	開発行為の許可等	42	☆	○	○																	
風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における建築物の新築等の許可等	43		○																		
国土利用計画法	土地に関する権利の移転又は設置後における利用目的等の届出	44	○	○																		
租税特別措置法	優良住宅の認定	45	○	○	○	○																
租税特別措置法	優良宅地の認定	46	○	○	○																	
土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則	優良住宅認定申請書の受理及び知事への送付(特例条例規則)	47	○																			
土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則	優良宅地認定申請書の受理及び知事への送付(特例条例規則)	48	○																			

*…地方自治法第252条の2の3により、特例市の権能となったもの。

鳥取県市町村交付金の概要

1 概 要

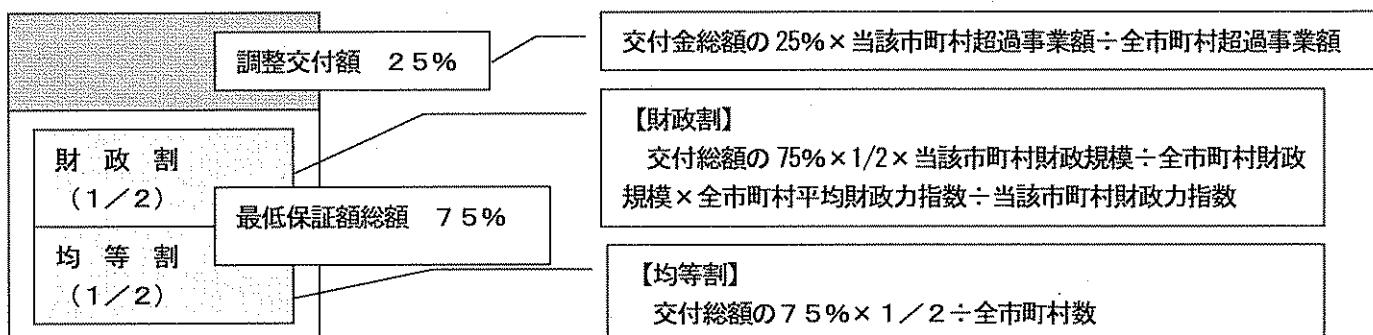
奨励的な市町村向け単県補助金を交付金化することにより、市町村の自主性を活かした施策展開を支援するとともに、県・市町村を通じた事務手続きの省力化を図る。

- ・県に一定の責任のあるもの、額が大きく制度的に確立されているもの、終期が到来するもの等は対象から原則除外。
- ・制度の条例化 鳥取県市町村交付金条例（平成18年鳥取県条例第7号）

2 市町村交付金の概要（H20年度）

(1) 交付金総額 496,006千円

(2) 配分方法



(3) 市町村に対して交付する最低保証額 371,982千円

(4) 調整交付額 124,024千円

個別最低保証額を超える事業を実施した市町村に、超過事業額で按分した額を調整交付額として最低保証額に加え交付する（交付決定は平成21年2月）。

$$\text{調整交付額} = \left(\text{市町村交付金の総額} - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{個別最低保証額} \\ \text{又は} \\ \cdot \text{各市町村ごとの} \\ \text{交付金事業に要} \\ \text{した額の } 1/2 \end{array} \right) \right) \times \frac{\text{当該市町村} \\ \text{超過事業額}}{\text{全市町村} \\ \text{超過事業額}}$$

* 調整交付額は、「当該市町村において市町村交付金対象事業に要した事業費の額 × 1/2 — 個別最低保証額」を上限。

3 交付の流れ

- （1）4月15日までに県が対象事業、交付金総額、最低保証額を市町村に通知・公表
- （2）各市町村は対象事業を参考にしながら自主的に事業を実施（概算払を実施）
- （3）1月末までに事業実施報告（見込み）をもと交付申請し、各市町村ごとの配分額を決定・交付算定方法等を公開（3月15日まで）
- （4）翌年度の交付時に実績額を基に精算

鳥取県市町村交付金対象事業

【主体的な住民活動への支援】

- ◆ 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）に要する経費
- ◆ 公共交通機関利用促進のための住民主体の活動に要する経費
- ◆ 地域住民が自ら歩道除雪を行うための活動の支援に要する経費

【農林水産業等の振興】

- ◆ 農林水産業（県産品を取り扱う、又は取り扱う予定のある食品加工業及び木材産業を含む。以下同じ。）の新規就業者のための住宅の修繕若しくは家賃又は新規就農者の農地の賃借に対する助成に要する経費
- ◆ 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費
- ◆ 松林所有者等が保全松林の周辺の松くい虫被害木について行う駆除等の支援に要する経費
- ◆ 農林水産業を営む個人又は法人その他の団体が行う農林水産業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組の支援に要する経費
- ◆ 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費
- ◆ 県内ふるさと産業の振興を図ることを目的として行う設備導入等への助成に要する経費

【観光・交流の推進】

- ◆ 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、中山間地域活性化を促進する活動に要する経費
- ◆ 観光案内板の設置に要する経費

【自然エネルギーの導入促進】

- ◆ 個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う新エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への新エネルギー導入に要する経費

【地域文化、芸術の振興】

- ◆ 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費
- ◆ 文化財（市町村指定が見込まれるものも含む。）の補修又は活用に要する経費
- ◆ 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費

【人権尊重社会づくりの推進】

- ◆ 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費
- ◆ 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費
- ◆ 隣保館等への浄化槽又は排水設備の設置等に要する経費

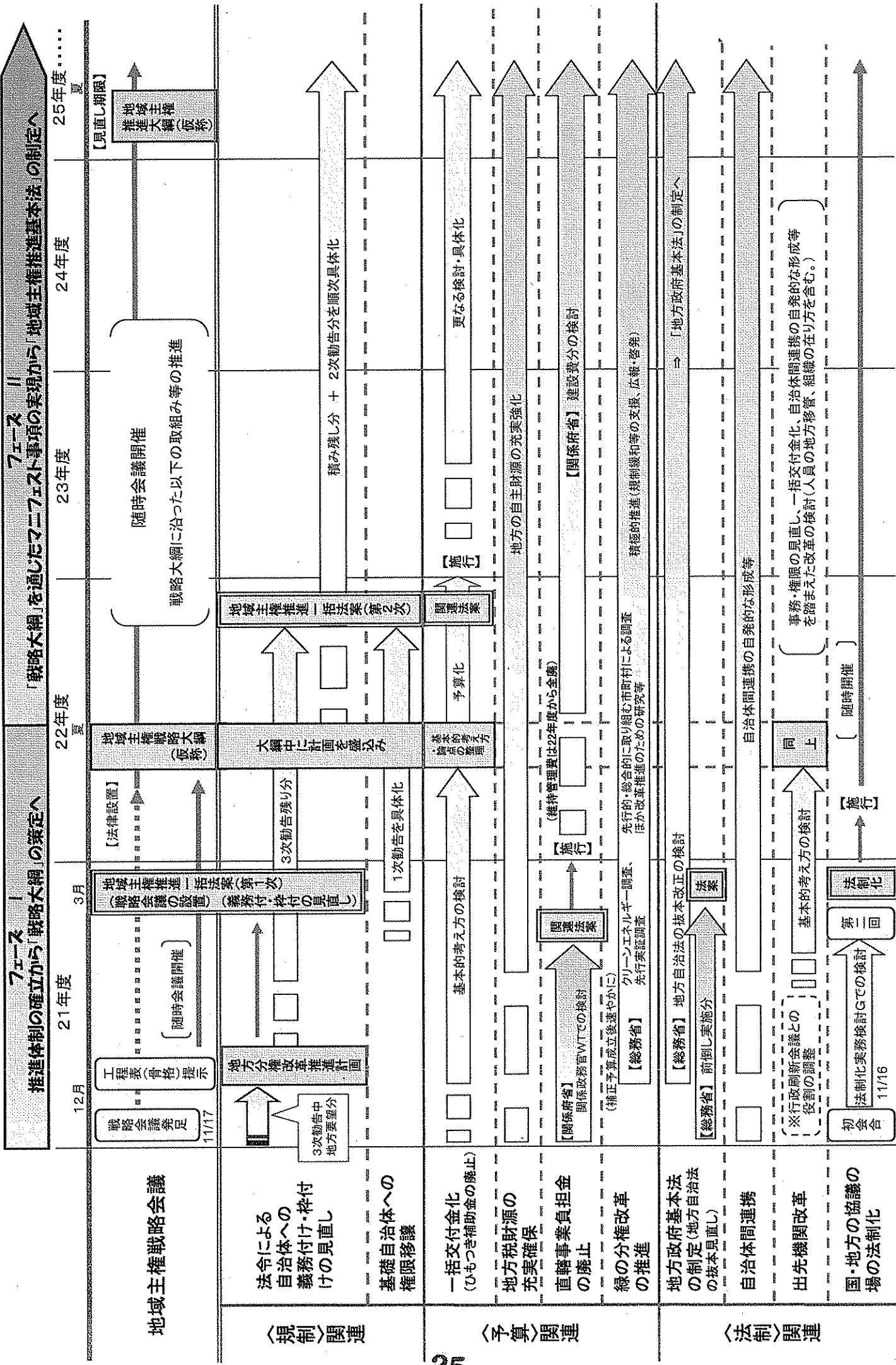
【障がい者、高齢者の自立への支援】

- ◆ 障がい者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費
- ◆ 高齢者を対象とした歯科訪問調査及び口腔衛生指導に要する経費
- ◆ 身体障がい者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費

【地域景観の形成】

- ◆ 歴史的まちなみ又は地域景観の形成に寄与する、建築物等の補修・改修、調査又は啓発活動に要する経費

【専門用語】



地域主権戦略の工程表（案）【原口プラン】

地域主権の実現に向け、期限を限って集中的かつスピーディに取り組む。
段階を区切り、明確な目標を設定して、戦略的かつ効果的に実現していく。

◎地域主権戦略フェーズ I [概ね平22年夏まで]

[推進体制の確立から「戦略大綱」の策定へ]

- 地域主権戦略会議の設置（閣議決定→法制化（22年夏施行、3年後に見直し））
- 当面の課題と進め方の概定（「工程表」（案）の提示、具体化）
- 国と地方の協議の場の始動と法制化（21.11始動→法制化）
- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分を「分権計画」に盛り込み、法制化）

⇒ 「地域主権戦略大綱」の策定（平22夏）

◎地域主権戦略フェーズ II [概ね平22年夏～25年夏]

[「戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の実現から「地域主権推進基本法」の制定へ]

⇒ 「地域主権戦略会議」と「国と地方の協議の場」を通じて、「戦略大綱」の各事項を順次実現

<規制>関連

- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分に続き、残る事項の処理・法制化）
- 基礎自治体への権限移譲（都道府県から市町村へ事務権限を移譲）

<予算>関連

- 補助金の一括交付金化（ひも付補助金の廃止、23年度から段階的実施）
- 地方税財源の充実確保（地方の自主財源の充実強化）
- 直轄事業負担金の廃止（維持管理分の廃止、建設分の扱い）
- 緑の分権改革（関連施策の予算化、実施）

<法制>関連

- 「地方政府基本法」の制定（地方自治法の抜本改正の検討。一部は前倒し改正）
- 自治体間連携（その自発的な形成等）
- 出先機関改革（事務権限見直し、一括交付金化、自治体間連携の形成等を踏まえ検討）
(→この間、地域主権推進一括法案（第2次）のほか、一括交付金化の関連法案を提出)

⇒ 3年後見直しとして関連改革を総レビューし、「地域主権推進大綱（仮称）」を策定（平25夏）。更なる展開へ

鳥取県地域主権研究会の開催状況

1 開催日時

第1回	日時 場所	平成21年10月24日(土) 午前10時~ 鳥取県立図書館 2階 大研修室
第2回	日時 場所	平成21年10月24日(土) 午後2時~ 鳥取県立図書館 2階 大研修室
第3回	日時 場所	平成22年1月31日(日) 午後2時~ ウェルシティ鳥取 2階 梨花の間
第4回	日時 場所	平成22年3月27日(土) 午後2時~ 白兎会館

2 委員構成

神野 直彦 (地方財政審議会長、関西学院大学教授)
 内海 敏 (鳥取県社会福祉協議会会长)
 吉田 秀光 (三朝町長、鳥取県町村会長)
 坂口清太郎 (米子商工会議所会頭)
 水野 由久 (鳥取青年会議所理事長)
 吉弘 憲介 (鳥取地域連携・総合研究センター研究員)
 平井 伸治 (鳥取県知事)

3 主な意見内容 (第1回~第3回)

第1回 研究会

(1) 地域主権社会について

- これまで、上からの分権のシナリオが闊歩。今、下からの分権改革で地域住民から市町村、県へと上がっていく分権構想をつくるのが眞の分権。
- 地域主権というときに、60万人の鳥取県が、経済的にも、文化、観光、福祉の面でも自立を求められたときに、どういう形の鳥取県主権を作っていくのか。
- 地域主権とは、自分たちのことは自分たちで決めていく体制になっていること。
- 理想だけで自立という言葉が一人歩きし、税財政の基盤を失いながらやってしまうと、地域間格差が拡大するだけに終わる。鳥取県から税財政システムを含めた地域主権国家像を提言していく。

(2) 地域主権社会における国・県・市町村の役割分担のメルクマール等について

- 今後の議論は、公共サービスを市町村・県・国のどのレベルで意思決定するかの問題。業務の仕分けには、連続した視点が必要。お金を配るのは国、サービスの提供は市町村、都道府県は、市町村の補完と市場が動くための前提条件、インフラ部分に加わる。
- 同じ行政サービスを国、県、市町村でやっている現状の「融合型」から、ヨーロッパのような「分離型」にきちんと分けていかないといけないが、一足飛びにはいかないので、徐々に整理できることから分離していくというストーリーもある。
- 一つの案件について、市町村、県、国にそれぞれ出向くことが多い。重複を排除してスリム化し、ワンストップサービスとなることが望ましい。
- 市町村で解決できない問題は、市町村を超えたエリアで意思決定する仕組みなどがあった方がよい。
- 一度、国の全ての事務を市町村で担うことにして、市町村でできないものを県・国に戻すくらい大胆に考えていくべき。市町村・県には、今まで以上の能力が求められる。
- 事務配分は、住民に近い方が意思決定が早くなるというスピードのメリットが生かせる。
- 地方債の管理、社会資本の管理など、資産とか負債とかお金の管理などはスケールメリットを生かせる。そういうものは県レベルで考えるべき。

○民主的に住民が参画して行う意志決定を市町村でやるか、県でやるか、あるいは国会の場でやるかというデモクラシーのスケールは事務配分の一つのメルクマールになる。

(3) 地域主権社会における国・県・市町村の役割分担の具体例等について

- 国保などの医療保険を県という枠組みで想定していくことも可能。
- 福祉については、住民による力を合わせた取組が進んでいる。
- 福祉分野での広域的な人材の調達、道路とか橋、徴税等の業務、そういうものは市町村と県が共通で持って、広域化し、サービスの向上を図るということはあり得る。
- 福祉は、市町村が行うべき。

第2回 研究会

(1) 総 論

- 国からの大幅な事務移譲を考えると、県も市町村も大きく変わらなくてはならない。お互いの重複をできるだけ排除し、効率よく税金が使われる仕組みに
- 鳥取県版地域主権のあり方を最初に議論し、次に県・市町村の役割のモデルを考える方が分かりやすい。地域主権の基本的な部分の議論の時間が欲しい。
- 全体的に分離型を目指しながら、融合型のメリットも生かすべき。

(2) 国と地方の役割分担

- 連邦財政主義の観点では、地方自治体は公共サービスを提供する資源配分機能だけとしている。それに対し中央政府は、所得再分配機能と景気安定化機能が重要な任務となる。
- 地域主権における現金給付のあり方として、現金給付は全て国が責任持つべきものだと、第1弾の模範として出さないと、地域主権とを謳う意味がない。
- 公共サービスの提供は、市町村や県の地方自治に馴染む。経済の安定化機能も、一定程度、地方が担う部分も出てきているが、所得の再分配は国以外あり得ない。他の福祉サービスと一体化して市町村が行うものはあるとしても、現金給付は基本的には国が責任を持つべき。
- 今の国有林の管理の仕方に不満、多くの人々が森の中で憩されていくような方向を求めるべき、県で国有林を管理する方向で。

(3) 県と市町村の役割分担

- 男女共同参画、ワークライフバランス、人権、環境、消費者行政など、啓発的なものは基本的に県が中心に。現在の市町村、県の役割をゼロから考え、住民にとって一番いい形がどうかという議論をすべき。
- 地方自治体があまり担わない社会保障をどう位置づけるか。特に、国民健康医療保険の問題をどう位置づけるかが大きな問題。
- 医療保険が最大の問題になる。保険財政を拡げる意味で、介護保険も含めて都道府県レベルで医療保険系を引き受けるという国家像を提示することもある。
- 一般廃棄物と産業廃棄物について、永遠に産廃、一廃という処理ルールではないので、現在のようになくなったりとも、分類ができるようにした方がよい。
- 市町村で小中学校教育やっているが人事は県で留保されており、小中学校・高校全部含めて県でという考え方や、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて市町村でという考え方もあり得る。
- 県知事のもとで消防に関する安心・安全をできる仕組みを考えて行くべき。

第3回 研究会

(1) 総 論

- 子ども手当など、全部国の方で責任を持っていくのがいいが、国のお金でやって、事務手続きだけ地方でやるということになると、今後、様々な省庁が同様な出し方を考えてくる。
- 何のために地域主権を確立するか。市民社会が発達して、新しい公共という考え方を取り込むことをしていくことが必要。住民自治が選択と集中し、有効な政策選択を地域主権という形でやっていくシステムを作るためという主張をすべき。

- 地方共有税や交付税に関して何のための調整かということははっきりさせるべき。標準的な行政を全ての全国の地域で行うことができる財源保障を行うこと、これは地域主権に基づく地域固有の権利であると、それくらいの表現を入れるべき。
- 地域主権は、地域社会のニーズに応じたサービスが出て行くということが目的で、その次に大切なのは、いかにコストとか犠牲を小さくするかということ。
- 一般県民は、地域主権が一体どうなるかということがよく分からない。県民にも分かりやすい丁寧な啓発が必要。

2 国と地方の関係

- 国から地方への移管に関して、極めて連続性と専門性の高い分野があり、県単位からさらに大きな近畿をまとめたようなものも必要な気がする。
- 経済産業局とか厚生局とともに、警察行政とか商工行政と絡み合わせれば、基本的には地方の方に移管してもいいようなものが多いと思う。
- 義務付け枠付けの見直しについて、今のスキームはまだ不十分であると述べていく必要がある。
- 現金給付、所得再分配、国家の基本戦略に絡む施策は国の責任でやる仕組みとし、現物給付・サービス給付等は地方公共団体で責任をもって行う。そういう行政スタイルを提案してもよい。
- 地域のことは地域に任せると言いながら、任せると危ないという気持ちが非常に強い。自由に任せて失敗した方が、檻の中で拘束されて失敗するよりもよしとするシャープ勧告の言葉もある。

3 県と市町村の関係

- 県と市町村の役割分担で、県のイニシアティブが必要だと思うが、市町村に一定程度裁量権があるのが当然と思う。
- 財源のあり方は抜本的に変えてもらうような提言をしなければいけない。
- 人権問題とか男女共同参画、まちづくり、生涯学習など啓発的なところは、トータルでは県が見ればよいと思う。
- 学校教育について、県が責任持つ場合は基本は教育の理念として、きちんと出しておいてないと、金も出すので全部県がやるでは、県民の納得は得られない。地域の自由裁量を前提に、県がトータル的に持つことも必要かとも思う。そういう意味で、今回の事務執行連合の提案はよいと思う。
- 執行体制の中で、事務執行連合というアイデアは必要と思う。一番簡素なのは法人格を有する協議会方式と思う。

4 制度の見直し

- 教育委員会制度について、知事・知事部局と教育委員会によるコミュニケーションの場を設けるなど、今の教育委員会が有効に機能するような、仕組み・アイデアを出すことも一つの策と思う。
- 普及啓発活動で作業そのものは、NPO等に任せても、柔軟に受けられる点で上手く行くと思う。
- 教育委員会制度は形骸化してきているので、首長部局の中に教育を置き、人事行政や政治的中立性の観点で、教育審議会というものを付置するのが適切。
- 医療保険について、都道府県単位で保険を管理するような仕組みを作ってもいいが、最終的な財政責任は協会健保のように国が責任を取るというやり方も、協会健保のようにあり得なくはない。